

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の小西洋之でございます。

まず、厚生労働省の統計不正問題から質問をさせていただきます。(資料提示)

衆議院の審議、また昨日のこの本予算委員会の審議において統計の監察委員長の樋口委員長の御説明、なぜ隠蔽行為ではないのか、厚労省の職員の皆さんが事実に対する虚偽のことを述べたり虚偽の文書を作成したことは報告書で認めているのに、なぜそれが隠蔽にならないのか。隠蔽ではなくて申述行為というふうに言っております。

実は、その樋口委員長がおっしゃっている申述行為と隠蔽行為の違いなんです、一言で言いますと、その当該厚労省の職員に事実を隠す意図があったかどうかということになるわけでございます。事実に対する虚偽を話しているのだけれども、隠蔽ではないというふうに樋口委員長は言っているんですが、じゃ、なぜ隠蔽にならないかというと、この隠蔽行為の定義の二行目ですが、意図的にこれを隠そうとする行為とありますね。ある事実を隠す意図が職員にあったかどうか。報告書ではそうした意図は認められないというふうに書かれていますところでございます。委員の皆様には配付資料で報告書の抜粋を付けておりますけれども、ところが、この報告書よく読むと、その当該厚労省の職員に事実を隠す意図があったかどうか、

調査報告は書かれていません。この職員、統計課長さんは、事実を隠す意図を、この統計課長さんが事実に対する説明をしたようなことは認めているんですけども、じゃ、事実に対する説明をしたときにその事実を隠す意図があったかどうかについては、調べて、調査報告に載っていないわけでございます。なので、そのところからまず確認をさせていただきたいと思えます。

樋口委員長に伺います。

報告書の十一ページですね、統計課長D及び担当補佐に対して、平成二十七年検討会で全数調査である旨の事実と異なる説明をしたことというふうに書いてありますけれども、この当該説明をこの課長と課長補佐がした際に、当該事実を隠す意図が二人にあったかどうか、この二人に調査委員会として事実を隠す意図があったかどうかという質問をしたのかどうか、その事実関係を答弁してください。

○参考人(樋口美雄君) お答えいたします。

御指摘のように、毎月勤労統計の改善に関する検討会におきまして、担当の課長及び担当補佐が東京都も含め日本全体の大規模事業所について全数調査である旨の回答を行っておりますが、この事業に関する特別監察委員会のヒアリングでは、課長D及び担当補佐に対して、全数調査である旨の回答を行う際に事実を隠す意図があったかにつ

いて確認しております。

○小西洋之君 では、その結果について答えてください。課長と課長補佐は事実を隠す意図があったかなかったのか、どういうふうに答えたのか。

○参考人(樋口美雄君) 具体的には、課長Dがこうした説明を行った理由として、抽出調査は東京都の大規模事業所のうち一部の産業のみで行っていたものであり、大規模事業所については原則的には全数調査であった上、検討会という公の場であるから対外的に公表されている調査方法を説明すべきという認識だったということが報告書に書かれておりますが、この課長Dは、原則的には全数調査であったという点について、東京都で抽出調査を行っていることはごく限られた話であり、東京都以外の都道府県は全数調査であることから、全国で見れば全数調査と言っても誤ったことを言った意識はなかったという説明を行っております。よろしいでしょうか。

○小西洋之君 ちょっと申し訳、樋口委員長、尊敬する学者先生であられて、独法の理事長でもあられるんですから、聞かれたことに端的に答えてください。

今、樋口理事長が読み上げたのは、十一ページの、当該課長がなぜ事実に対する虚偽を述べたかの理由ですね。理由について読み上げただけなんです。そんなことは聞いていない。どういう理由

を持っていたかは関係ない。理由はさておき、どんな理由であれ、その事実を隠す意図を持ってこういう理由の中身を述べたかどうかを私は端的に聞いているんです。

その事実、隠す意図があったかないかについてはヒアリングで質問されたというふうにはさつき言いましたから、もうイエスカノーかではつきり答えてください。課長と課長補佐は事実を隠す意図を持っていた、持っていなかった、どういう答弁、どういう回答をなさいましたか、それだけを答えてください。

○参考人（樋口美雄君） 確認できておりません。いや、意図があったということが確認できておりません。意図があったということが確認できておりません。

○小西洋之君 その課長Dと課長補佐にはどなたがヒアリング、直接されていますか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○参考人（樋口美雄君） 誰がヒアリングを行ったかということにつきまして、これは、ヒアリングの内容について非公開とするというような、委

員会として合意したことから、これ以上の具体的内容についてはお答えを差し控えさせていただきます。

○小西洋之君 私が聞いているのはヒアリングの内容ではなくてヒアリングの手続、プロセスですから、答えてください。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○参考人（樋口美雄君） 玄田委員、萩尾委員、柳委員でございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

じゃ、その上で先ほどの答弁を確認、意味を確認させていただきます。

意図があったという確認はしていないという答弁をなさいました。では、当該課長や課長補佐は、事実を隠す意図は私を持っていませんでしたということを回答したんでしょうか。どういう回答をしたのか、もう少し具体的にきちんと言えてください。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

い。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてくだ

さい。

○参考人（樋口美雄君） 課長Dは、原則的には全数調査であったという点について、東京都で抽出調査を行っていることはごく限られた話であり、東京都以外の都道府県は全数調査であることから、全国で見れば全数調査と言っても誤ったことを言った意識はなかったという説明を行っております。（発言する者あり）

課長補佐には、担当補佐に対して、全数調査である旨の回答を行う際に事実を隠す意図があったかについて確認しております。具体的には、担当補佐がそうした説明を行った理由として、事実と異なるとの認識はあったものの、以前から全数調査としている旨説明しているとの趣旨があり、殊更事実を隠す意図を持って行われたものではないことを確認しております。

○小西洋之君 余りそういう答弁をされると答弁拒否になってしまうんですね、委員長。

いや、委員長が今おっしゃったのは、議場の皆さん、御覧ください、十一ページに書いてある、課長と課長補佐がなぜ事実と反する虚偽の説明等をしたかの理由を述べているだけです。そんなことは聞いていないんです。

あなたは、だから、私が聞いているのはこういうことなんです。課長や課長補佐は事実と反する虚偽の説明をした。なぜそういうことをしたか、

その目的は、その事実を隠す意図があったんですか、課長さん、そういう事実を隠す意図があったんですか、課長補佐さん、という質問をしたんですかと聞いたら、したと先ほど言いましたね、したと言った。その、じゃ、質問に対する答えを、意図を持っていたのかどうかを、どういう答弁を回答をしたのか、二人が。それを端的に答えてください。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○参考人(樋口美雄君) 同じ答弁で恐縮でございますが、担当補佐に対しましても、全数調査である旨の回答を行う際に、事実を隠す意図があったかについて確認しております。

具体的には、担当補佐がそうした説明を行った理由として、事実と異なるとの認識はあったものの、以前から全数調査としている旨、説明しているとの趣旨があり、殊更事実を隠す意図を持って行われたものではないことを確認しております。

○小西洋之君 今委員長がおっしゃられた一番最後の事実を隠す殊更意図を持っていなかったというの、これ、委員会の評価なんですね。そんなこと私聞いていないんですよ。当該課長補佐や課

長が、私は事実を隠す意図は持っていませんでしたという答弁を、回答をヒアリングでしたのかどうか、したのであれば隠蔽なんですよ、皆さんの定義に当てはめると隠蔽。それを殊更に隠しているんですね。

いつまでたっても同じ答弁、答弁拒否ばかりされるので、次、委員長、伺いますけれども、樋口委員長、樋口委員長、伺いますが、報告書十二ページの統計室長Fと担当補佐にヒアリングをされたのは、樋口委員長、ヒアリングされていますか。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○参考人(樋口美雄君) しております。

○小西洋之君 では、同じ質問です。統計室長F及び担当の補佐は、これ、変更申請において事実と異なる記載をしたということなんですけれども、事実と異なる記載をしたときに、まず樋口委員長はそのお二人に対して、お二人に對してですね、事実を隠す意図を持って、事実を隠す意図を持って事実と異なる記載をしたかという質問をされていますか。

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○参考人(樋口美雄君) 事案の詳細な説明をしてほしいというふうに聞いております。

○小西洋之君 事案の詳細の説明をお求めの中には、もう同じことを聞かさないでください、お二人に對して、事実を隠す意図をあなたは持っていましたかという趣旨の質問をされていますか。事実関係を教えてください。

○参考人(樋口美雄君) 報告書に記載しているとおり、特別監察委員会のヒアリングにおいて、当事者である担当室長から詳細な経緯の説明を受けております。

具体的には、まずは厚生労働省側からではなく総務省の担当者の方から、大規模事業所は全数調査である旨を記載してはどうかという指摘があったこと。これに對し、室長は、担当補佐を通じて、全数調査に関して、原則、基本的にとの修飾語を置けないかと相談させたこと。しかし、総務省担当者から、変更予定があるという趣旨かとの質問を受け、既に抽出調査としていたことを説明すれば、これまでの不適切な取扱いの説明に窮することから、事実を正直に言えず、総務省の指摘どおり全数調査である旨を記載したということがございます。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） じゃ、速記を起こしててください。

○参考人（樋口美雄君） 供述の内容を踏まえますと、事実を知りながら対外的に事実と異なる説明を行ったことは認められますが、一方で、総務省の担当者からの指摘が契機であったことなどを考えれば、積極的に隠そうとする意図を持って全数調査である旨を記載したのではないと考えております。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○参考人（樋口美雄君） 報告書に記載してあるとおり、特別監察委員会のヒアリングにおいて、当事者である担当室長から詳細な経緯の説明を受けております。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

小西さん、済みませんが、もう一回ちよつと尋ねてください。

○小西洋之君 はい。

では、樋口委員長に伺います。

調査報告書十二ページの統計室長F及び担当補佐に対して、この二人は事実と反する虚偽の記載をしたんですが、この二人が当該虚偽の記載をするときに、当該事実を隠す意図を持ってこういう虚偽の記載をしたんですかと、事実を隠す意図をあなたは持っていたんですかという事実関係の確認の質問をお二人に樋口委員長はヒアリングしたと言うので、されましたか。された場合には、お二人はどういう回答があったのか。もう一言だけで答えられるものですか、読み上げはやめてください。

○参考人（樋口美雄君） 私の記憶によりますと、直接的にこういった質問をしてはおりません。ただし、今申し上げましたように、詳細な状況について話を聞いたときに、その結果としてそう判断したということでございます。

○小西洋之君 今、樋口委員長は、事実を隠す意図があったかどうか、直接的な質問をしていないということでした。

では、樋口委員長に伺います。

室長Fと担当補佐にヒアリングを行った樋口委員長以外の方を教えていただけますか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

い。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○参考人（樋口美雄君） 玄田委員、柳委員、萩尾委員などでございます。

○小西洋之君 では、今おっしゃっていた樋口委員長以外の方は、この室長Fさんと担当補佐に対して、隠す意図を持って虚偽の文書を作ったこと、隠す意図を当時持っていたかという質問をされていましたか。

○参考人（樋口美雄君） 私の記憶によりますと、委員から直接そういった質問をしてはいないのではないかとふうに思います。

○小西洋之君 虚偽の文書を作る際に事実を隠す意図の有無を確認しないのであれば、皆さんが定義した隠蔽行為を確認することは論理的にできないですね。

樋口委員長に伺います。

こんな言い方はしたくないんですが、テレビの前の国民の皆さんももう怒っていらつしやると思うので、怒っていらつしやると思うので、これは元々目的があつて、隠蔽ということはどうしても認めないという目的を持って作られた報告書ではないですか。

○参考人（樋口美雄君） 御指摘の点につきまし

て、本委員会では、本人の意図を確認するため、まずは本人の供述をしっかりと、確認した上で、関係者の供述や当時の状況、事実関係を踏まえ、法律実務家であります元裁判官あるいは検事の方であり、事実確認、事実認定について豊富な経験を持つ専門家にも参加していただき、その上で判断したものでございます。

○小西洋之君 委員長がおっしゃるように、確かにいろいろ法曹経験者の皆さん入っているんですけども、これ行政処分されているんですね、職員の方々は。行政処分されるに当たって、隠蔽の意図、すなわち事実を隠す意図があったかどうかを確認しないなんてことはあり得ないですよ、これ。そういう意図があったんだっただけより重い処分になったでしょうし、あるいは、それも確認せずに処分をしたのであれば、厚生労働大臣、それは適切な処分とは、適正手続に当たらないんですね。

また、委員長に、もう答弁幾ら聞いても答えてくださらない、テレビを御覧の皆さんはもう御理解されていると思いますけれども、一番核心的なこと、隠蔽の一番核心的なこと、厚生労働省は不正を働いたというのは認めているんです。不正を行った厚生労働省職員に、不正を行うに際して、そのときに事実を隠す意図があったかどうかをこの調査委員会は直接聞いていないわけですよ、聞

いていない。いやいや、こういうことを考えましたからという、こういう理由を不正を働いた厚生労働省の職員の皆さんは答えたんですけど、その理由を勝手に評価して、事実を隠す意図はないというふう勝手に報告書に書いてあるだけなんですね。

委員長に理事会にお諮りしていただきたいと思っておりますけれども、お手元の配付資料のこの報告書の十九ページの上の段でございますけれども、この樋口委員長の下の委員会で、私が①から⑤付けさせていただいておりますけれども、十九ページの上でございますけど、適切な復元処理を行っていないかった、長年放置した、あと有名な、事務取扱要領の記載を削除した、今申し上げた、検討委員会で事実と異なる説明をした、今の、変更申請において虚偽の記載をした、あと五番は、その復元処理に後で着手をしたということなんですけれども、これらについて、これらの行為を行った、厚生労働省の職員が行ったときに、事実を隠す意図があったかどうかを調査委員会としてまずヒアリングしているかどうか、一点、それ。ヒアリングしているのであれば、それに対して厚生労働省の職員の皆さんがどのように答えていたかを委員会に出していただきたいと思っております。

○委員長（金子原二郎君） 後刻理事会で協議をさせていただきます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

併せてお願いしたいんですけども、ヒアリングをしたときに、供述、聴取したメモ、供述のメモがあるはずですので、それ以外のところは墨塗りしていただいて結構ですから、事実を、事実を隠す意図を持っていただかどうかの質問をしている箇所、かつそれに対するお答えの部分を、その調書を、文書を出していただけますようお願いいたします。

○委員長（金子原二郎君） 後刻理事会で協議します。

○小西洋之君 ありがとうございます。

これで、以上でこの厚生労働大臣が諮問された委員会が、隠蔽を隠す、隠蔽工作の調査をしていったということが明らかになりました。

実は、こうした隠蔽問題なんですけれども、安倍総理の下での安倍政権、安倍内閣では頻発しております。

麻生大臣に伺います。

昨年の六月に決裁文書の改ざんなどについて報告書を出されましたけれども……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。

○小西洋之君 委員の皆様にはお手元に、資料三ページでございます。

この決裁文書の改ざん、また、土地の値段の交

渉をしていたその交渉記録、交渉記録についてはないというふうに言ったのが、実は残っておりました。結果、我々国会に出さなかった、会計検査院にも出さなかったし、改ざん文書を出した。こうした改ざん行為や交渉記録を出さなかった行為は隠蔽に当たるとお考えでしょうか。麻生大臣の隠蔽の解釈を教えてください。麻生大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（麻生太郎君） 文書改ざんの問題、これはもう極めてゆゆしい、ゆゆしき話なんであって、誠に遺憾ということ、これは深く申し上げねばならないと考えておりますし、度々申し上げてきたところでもあります。

昨年六月に公表した調査報告書において認定した一連の問題行為が隠蔽に当たるかどうかということをお聞きしておられるんだと思いますが、もう一回言いますか、時間が掛かりますから損しますよ、いいですか。隠蔽という言葉の定義次第であるとは思いますが、そのように評価されてもやむを得ない面があったのではないかと思うと、そのようにお答えをさせていただいたと思いますが、いずれにいたしましても、二度とこうしたことが起こらないよう、文書管理の徹底とか、秋池参与をお招きして財務省組織として抱える問題を抽出した上で、今、信頼回復に努めてまいっているところであります。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、防衛大臣に伺いますが、南スーダンの自衛隊の日報とイラクの日報、ちよっと時間が押してしまいましたので、防衛省として、日報、国会質疑などで存在を問われ、かつ国会提出などを求められたものですが、結果、あったんだけどもないと言ったり、あるいは出してこなかったんですが、それは隠蔽というふうに考えて、それはもう結論だけで、南スーダンの日報とイラク日報の問題は、防衛省として、あれは隠蔽行為に当たるといふふうに考えていらっしゃるかどうか。

○国務大臣（岩屋毅君） 隠蔽とは、人又は物が目に付かないように意図的に覆うこと、隠すことだとされていると承知しておりますが、南スーダン日報についても、イラク日報においても、防衛省・自衛隊に不適切な対応があったことは事実ですけれども、それぞれ隠蔽には当たらないといふふうに考えております。

○小西洋之君 これは実は昨年から防衛省が答弁しているんですけども、国会に提出を求められたものを出さなくて隠蔽でなかったという、およそ民主主義の世の中で理解し難い答弁ではないかというふうに思います。麻生大臣は、隠蔽と言われても仕方がないということをお認めになりました。

樋口委員長に伺います。

これまでの審議の中で、隠蔽かどうか、どうお考えですかと聞かれて、グレーであるというふうに考えていますとおっしゃっていました。グレーというふうにですね。樋口委員長の御見解として、グレーであると。端的に伺いますが、グレーである、グレーだから白と黒の間ということですよ。白なのか黒なのかを、隠蔽に当たるか当たらないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実を隠す意図があったかどうかを樋口委員長始め委員の皆様が聞いて確認すればいいだけです。なぜ確認せずにグレーのままにされたんでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○参考人（樋口美雄君） 我々の委員会では、本人の意図を確認するため、本人への直接的な質問のみならず、関連する本人の様々な供述をしっかりと確認した上で、関係者の供述や当時の状況、事実関係を踏まえ、法律実務家であり、また事実認定について豊富な経験を持つ専門家にも参加していただき判断したものでございます。

○小西洋之君 もう先ほどと同じ答弁なので、答弁拒否と受け止めます。

安倍総理に伺います。

以上のやり取り、安倍総理、聞いていただきまして、安倍総理は、今回のこの厚生労働省の報告書の内容について、一般的な意味では隠蔽であるというふうにおっしゃっています。安倍総理が一般的な意味で隠蔽であるというふうに今回の事件を考える理由は、厚生労働省の職員らに事実を隠す意図があったんであるかと総理として思われているからですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私がこの予算委員会です、これ蓮舫委員の御質問に対してお答えをさせていただいたのは、一般的な感覚で、これは隠蔽ではないの、ないのというふうに疑問を持たれるということは当然だろうと思うところでありますが、こう答えているわけでありまして、私がそう思うということではなくて、そう疑問を、ということは当然だろうと思うところでありまして、そのところは法律的な観点から、言わば厳密なこの定義の上から整理をされたら、私はこう受け取っているところでございますと、このように答弁をさせていただいております。

○小西洋之君 では、安倍総理に伺います。安倍総理、これ厚生労働大臣が調査委託をした委員会ですが、今言ったように調査になっていませんので、安倍総理自らの責任において、厚生労働省の当該職員の皆さんに事実を隠す意図があった

かどうかの調査を安倍総理の責任において行うということをごめこの場で約束してください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 厚生労働省の特別監察委員会は、元最高検検事の方を事務局長に迎え、より独立性を強めた上で先般追加報告書を取りまとめていただいたところでありまして、組織的隠蔽や隠蔽行為の疑いに関して厳しい御批判もあることは真摯に受け止めたいと思いますが、当該報告書は中立的、客観的な立場から検証作業を行っていただいた結果であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした事態が二度と生じないよう徹底した検証を行い、信頼を取り戻すことが何より重要であり、再発防止に全力を尽くすことで政治の責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。

○小西洋之君 安倍総理の責任において、これ厚生労働省職員が事実を隠す意図を持っていたかどうかの調査をお願いしましたが、拒否されました。

安倍総理は、先ほど麻生大臣がお答えくださった森友学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみを出すというふうにおっしゃいました。安倍総理が言ううみには、隠蔽、事実を隠す意図を持って不正行為を働く、そのうみも含まれていますか。うみの中に隠蔽も含まれていますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほども答弁、

引用して答弁させていただいたんですが、私が、蓮舫議員の御質問に対する答弁の中におきましても、この隠蔽ではないのかというふうに疑問を持たれることは当然あるんだろうと、こう思う次第でございますが、しかし、今回、特別監察委員会におきましては、法律家の皆様、元検事の方も集まり、が参加をしていただき、法律的な観点から厳密な定義を定められてこの上から整理をされたら、このように考えているところでございます。

○小西洋之君 弁護士や元裁判官らが当然踏まえるべき事実確認をしていないと、しかも処分が行われる事案についてということをお私に立証をさせていただいています。

安倍総理、さつきから全く答弁されていませんけれども、うみに、安倍総理がうみを出すと云ううみに隠蔽が含まれるのかどうか、答えてくださいませんか。

私、十二年間、郵政省、総務省で働いておりましてけれども、決裁文書の改ざんをして国会に提出する、会計検査院に提出する、こんな政府は戦後一秒たりとも安倍内閣以外は存在いたしませんでした。また、更に隠蔽を行い、そして厚生労働省など政府が委託した調査委員会でもまともな調査も行われぬ、こんなことも、私が知る限り、十二年間の経験に照らして、安倍政権以外では起きませんでした。

安倍総理は、隠蔽や改ざんの不正のうみ、うみの生みの親である、そういう自覚はございますか。○内閣総理大臣（安倍晋三君） いずれにいたしましても、決裁文書の改ざんの件につきましましては司法の手も入ったわけでございます。その中で処分もされ、そしてまた、麻生大臣の下にこの問題について検証が行われ、処分もなされた、このように承知をしております。

その上で、しっかりと再発防止に努めていくことが私の責任ではないだろうか、こう思っております。

○小西洋之君 全く答えませんけれども、安倍総理、デンマークのアンデルセンの童話の「裸の王様」という童話を御存じだと思しますので、是非お読みいただくことをお勧めいたします。

じゃ、これに関連して、安倍総理に伺います。

今回のこの統計問題ですけれども、私、一つ非常に不可解なことがあるわけでございます。厚生労働省が統計の仕方を変えて、二〇一八年一月からのデータについて統計のやり方を変えました。ローテーションサンプリングというようなことをして、かつこっそり復元処理などいろいろなことをやっていたんですけれども、その結果、御覧いただいたて分かりますように、二〇一八年、すなわち平成三十年の一月から現金給与総額、それは分かりやすく言うと収入ですね、が跳ね上がっております。

ます。安倍総理がこれ渴望していたアベノミクスの成果なんですけれども、賃金や収入の増加なんです、安倍総理は、この平成三十年一月以降のこの給与などの跳ね上がりについて、一度も自分のアベノミクスの成果の中で触れておりません。

安倍総理がアベノミクスの成果を触れる際には、もう必ずと言っていいほど、正当性が疑わしいような数字も含めて、そればかりのように私は理解しておりますけれども、そうした数字を必ず述べているんですが、なぜこれ、真ん中の六月、本当に跳ね上がっていますが、これ二十一年五か月ぶりの三・三％という伸びなんです。空前絶後のこうした給与、賃金の上昇があるのに、なぜ安倍総理は二〇一八年一月以降のこの賃金の伸びについて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民や国会で語る際に触れていないんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） そもそも私は、毎月勤労統計について、これを基にして、これだけをもって私の経済政策についてうまくいっているとか語ったことはないのは御承知のとおりなんだろうと思えます。総雇用者所得については申し上げているところでございますが、それも言わばこの議論になった毎月勤労統計の議論の中で申し上げているようなところでございます。

そこで……（発言する者あり）よろしいでしょうか。毎月勤労統計における現金給与総額の昨年

六月の対前年比三・三％が公表された際、報告等はこの受けていません。三・三％という数値を認識したのは、毎月勤労統計の問題が多く報じられるようになったからであります。

このように、毎月発表される毎月、毎勤統計の結果についても、毎回その都度私に報告されることはないということでございます。

○小西洋之君 参考人の中江元総理秘書官に伺います。

あなたは、厚生労働省がこの統計の仕方を変えるべきだということで、総理にも状況を報告した上で厚生労働省に話をして、二〇一八年一月以降、まさにあなたが言っていたとおりのサンプリング、やり方をローテーションサンプリングというやり方に変更しました。結果、給与跳ね上がりました。その結果をあなたは安倍総理に全く報告していないんですか。また、あなたが知る限り、こうした結果について安倍総理に首相官邸の中で誰も報告していないということでしょうか。

○参考人（中江元哉君） お答えいたします。

まず、今委員がおっしゃられた、私が問題意識を持って厚生労働省に伝えて、厚生労働省が、それを受けてかどうかは分かりませんが、検討会を開催されてというところで、総理と御相談されてということをおっしゃられました、私、そんなことは総理には報告しておりません。そこは一点申

し上げておきたいと思えます。

それから、今お尋ねの二〇一八年の一月以降のデータですけれども、これは、毎月勤労統計については、私、一々総理に結果の報告はしていないかったということでございます。

それから、特に、二十何年ぶりですか、六月の賃金上昇率、これについては、公表されたのが、速報が昨年八月七日、確報が八月二十二日でございます。その時点では私も既に総理秘書官の職を辞しておりますので、何らかの説明を受ける立場にございませんでした。したがって、総理にも当然説明しておりません。

○小西洋之君 統計のやり方を変えるべきだと必死になって動かれていた秘書官がこの結果について何ら関知していないかのような答弁をされましたが、非常に不可解なんです。

これちよっと、安倍総理が、いつもアベノミクスの成果を誇る際に数字を使われる安倍総理が、なぜこの三・三%、二十一年五か月ぶりの数字の跳ね上がり、しかも平成三十年、二〇一八年一月以降に、初めてですね、安倍内閣になってですね、給与が伸びていることをなぜ言わなかったのかというのには非常に疑問であると思えますが、参議院の予算委員会、この後続きますので、引き続き追及をさせていただきたいと思えます。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

一月二十八日の施政方針演説で安倍総理は、今フリップ出しますが、明治天皇が、一九〇四年の、日露戦争が始まったんです、日露戦争に際して明治天皇が詠んだ歌、「しきしまの大和心のをくさはることある時ぞあらはれにける」という歌を施政方針演説の中でこのとおり読み上げました。

それに続いて、会議録を読み上げますが、「明治、大正、昭和、平成。日本人は幾度となく大きな困難に直面した。しかし、そのたびに、大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきました。急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢。今を生きる私たちもまた、立ち向かわなければならぬ。私たちの子や孫の世代に輝かしい日本を引き渡すため、共に力を合わせなければなりません。」

○委員長（金子原二郎君） 質問中ですが、ちよっと退室させていただいてよろしいですか。

○小西洋之君 統計の関係の皆さんですね。ちよっと場合によっては後で聞くこともあるんですが、ちよっと時間押していますので、退席していただいて結構でございます。

○委員長（金子原二郎君） それじゃ、樋口委員長、退室していただいて結構ですから。御苦労さまでした。

○小西洋之君 実は一番最後に聞くつもりだった

んですが、時間が押していますので。

議事録の読み上げですが、「平成のその先の時代に向かって、日本の明日を、皆さん、共に切り開いていこうではありませんか。」

平成の後の、安倍総理がつくる元号ですね、の時代について、共に国民に切り開こうと呼びかける言葉に、何と明治天皇が日露戦争の戦意発揚に使った、使われた歌を安倍総理は本会議場で読み上げたわけです。これ、普通の内閣だったらもうこれで終わりですよ。国際紛争を武力行使で解決するということを禁じた九条や前文の平和主義の下で、こんな歌を総理大臣が読み上げたら終わりですよ。そのことを追及させていただきます。

まず、安倍総理に伺いますが、安倍総理、与謝野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」という歌を御存じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは与謝野晶子が自分の弟が出征するときに向けて歌った歌であらうと、このように承知をしております。

○小西洋之君 今、私の手元にその「君死にたまふことなかれ」の歌がありますので、ちよっと時間押していますので早口で申し訳ありません。

「あゝをとるとよ、君を泣く、君死にたまふことなかれ、末に生れし君なれば親のなきはまさりしも、親は刃をにぎらせて人を殺せとをしへしや、人を殺して死ねよとて二十四までをそだてしや。」

で、次の二つ目の歌を飛ばして三つ目行きます。「君死にたまふことなかれ、すめらみことは、戦ひにおほみづからは出でまされ、かたみに人の血を流し、獣の道に死ねよとは、死ぬるを人のほまれとは、大みこゝろの深ければもとよりいかで思されむ。」

今私が紹介した与謝野晶子の歌を、安倍総理聞いていられてですね、二つ目申し上げたのは、「すめらみことは、戦ひにおほみづからは出でまされ、」。要するに、天皇陛下は戦争には行かないということ。御自身は戦争に行かない天皇陛下が、国民、臣民、当時は臣民ですけれども、戦争で獣の道で殺し合って死んでいく、そういうことを思っているのかどうかというようなことをおっしゃっているんですが。

安倍総理に伺います。

これが当時の、これは一九〇四年の十一月です。日露戦争が始まってから、九月です、半年後に詠まれた歌でございますけれども、安倍総理が言っているその明治天皇ですね、「しきしまの大和心のを、しきはことある時ぞあらはれにける」。国民が一致団結、困難を乗り越えてきたと言っているんですけども、日露戦争の当時にも、与謝野晶子の歌を含め、戦争についていろんな国民の思い、感情があったのではないですか。

そうしたことに照らすと、とにかく戦意発揚で、

みんなで一致団結だと、こういう明治天皇の歌を讀み上げることは極めて不適切とお考えになりませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 個別具体的な歴史の出来事に関する評価については、これはまさに歴史家に委ねられるべきであろうと、このように考えるわけでございます。

そして、そのときの市井の人々の感覚から比べてどうかということでございますが、私が施政方針演説で引用させていただいたこの演説、施政方針演説におきましては、この前段はどういうことを、その御製を引用したところからしか今引用していただけないわけでございますが、その前に、平成という時代はどういう時代であったかということをお申し上げ、平成というのは大変災害が多かったということに言及し、そして阪神・淡路大震災に触れ、また東日本大震災に触れ、そして市井の人々がその苦しさの中でけなげに頑張っておられたということをお申し上げ、そしてこの御製を引用させていただいたところでございます。そして、様々な困難な中を、困難に直面してきたけれども、みんなで頑張ったという趣旨でこれを引用させていただいたということでございます。

○小西洋之君 明治天皇は日露戦争に際して非常にたくさんの歌を詠んでいるんですが、当時、新

聞で続けて発表された、今御紹介している歌と一緒に発表されている歌を申し上げますと、石畳堅きとりでも戦人身を捨ててこそ打ち砕けれ。分かりますか、石畳堅きとりでも戦人身を捨ててこそ打ち砕けれ。まさに与謝野晶子の弟さんは、旅順攻略戦、トーチカで固めた旅順に肉弾戦を行ったわけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状況、それはもう身を捨てては打ち砕けるんだというのを、砕くことができるんだということを明治天皇は言っております。

そのような歌を、安倍総理に伺いますが、よろしいですか、安倍総理に伺います。日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するということに前文に書いてあります。つまり、二度と国家権力によって戦争を起こさせない、そうした国民主権、そうした平和主義の国民主権の下に作られた憲法です。その憲法の下に国民代表機関の国会の本会議の場で、行政権をつかさどる総理大臣が、かつてのこの戦争、日露戦争、朝鮮半島や中国の権益を争った覇権戦争です、その戦争で国民を鼓舞する歌、国民よ、身を砕けるまで戦えという鼓舞するような歌、そうしたものを讀み上げるということは、憲法前文の平和主義又は憲法九条のその理念に反する行為とは考えませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 明治天皇に対して批判的に他の歌も挙げて取り上げられた、まさに批判をされたわけだろうと、こう思いますが、十万首近い歌を明治天皇は詠まれているわけでございます。この時代に、日露戦争期に詠まれた歌におきましては、例えば、よもの海皆はらからと思う世になど波風の立ち騒ぐらむという歌も詠んでおられるわけでありませう。つまり、これは、まさに平和の大切さ、平和を希求しているという気持ちも詠まれた歌でもあらうと、こう思うわけでございます。

いずれにいたしましても、この御製についての、この御製についての解釈について私が今ここで申し上げましたのは、私の受け止めた解釈として、まさにその前に、平和、平成という時代は大変災害が多い時代であったということでございまして、それを申し上げたわけでありまして、施政方針演説におきましては、内平らかに外成る、地平らかに天成る。大きな自然災害が相次いだ平成の時代、被災地の現場には必ず、天皇、皇后両陛下のお姿がありましたということをお話をさせていただき、阪神・淡路大震災で全焼した神戸市長田の商店街では、皇后陛下が焼け跡に献花された水仙が、復興のシンボルとして、今なお地域の人々の記憶に刻まれていますということを御紹介させていただき、そして、東日本大震災の直後、仙台市の避難

所を訪れた皇后陛下に、一人の女性が花束を手渡しました。津波によって大きな被害を受けた自宅の庭でたくましく咲いていた水仙を手に、その女性はこの語ったそうです。この水仙のように私たちも頑張りますということを御紹介させていただき、そして、今、先ほど御紹介をさせていただいた御製を紹介をさせて、引用させていただいたわけでございます。まさに、日本人は大きな底力を發揮をし、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきましたということを申し上げたところでございます。それがなぜ憲法九条に違反するかということ、この跳躍ぶりには驚くばかりでございます。

○小西洋之君 安倍総理は、聞いたことは全く答えずに、こういう答弁拒否、時間稼ぎをされているんですね。

さつき私、十二年間の官僚経験を言いましたけれども、いろんな総理、大臣の答弁作成、私もしましたけれども、安倍総理のように時間稼ぎをするような総理は戦後一人もいませんでしたよ。国民と国会に対する冒涇ですよ。聞かれたことだけを堂々と答えなさい。

答えなさいって違和感あるかもしれません。これは安倍内閣の答弁ですが、我々国会議員は国民の代表として議院内閣制の下で質問しますので、私の質問は安倍総理に対する監督行為なんですよ。

これ、安倍内閣の質問主意書で書いてありますよ。なので、しっかりと監督させていただきます。

では、次の質問を行かせていただきます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） それじゃ、速記を起こしてください。

○小西洋之君 横島法制局長官に伺います。

こうした趣旨の答弁を内閣はしているはずでございますけれども、議院内閣制の下、国民代表の国会議員が国会で行う質問は国会の内閣に対する監督機能の表れである、こうした閣議決定、質問主意書の答弁があるということを確認してください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 突然のお尋ねでございます。御指摘の質問主意書は手元でございますが、憲法上、まさに議院内閣制でございまして、内閣は国会に対して責任を負うということでございます。

その観点で、国会が一定の監督的な機能、もちろん行政権の行使は内閣の全責任で行いますけれども、国権の最高機関、立法機関としての作用と、いうのはもちろんございます。ただ、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは

考えておりません。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 御静粛に、御静粛に。速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えした国会の監督権といえますのは、まさに議院であり、委員会、組織としての監督権でございます。個々の議員、委員の発言について述べたものではございませんので、先ほど、先ほどの声を荒げてというところの部分については、これはまさに委員会においてその方法についての適否について判断すべき事柄でありまして、私はその評価をすべきことではありません。撤回いたします。

(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えいたしました。委員会の判断すべき事柄について評価的なことを申し上げたことは越権でございますので、この点についてはおわびをして撤回させていただきます。

○小西洋之君 分かりました。その撤回を受け入

れることにさせていただきます。

ただ、私の官僚経験と照らして、法制局長官が国会で政治的な発言をしたのは私初めて聞きましたので、このことは是非、テレビの向こうの国民の皆様、御認識いただきたいとお願ひするとともに、先ほどの横島長官の答弁ですが、個々の国会議員の質問は監督権でないようなことをおっしゃいましたが、今私は、ここには会派を代表して、国会の組織的活動の会派を代表して私は質問に立っています。まさに国会の組織行為として、私は内閣の監督のために質問をさせていただいているわけでございます。

先ほどの明治天皇のこの戦意発揚の歌ですが、安倍総理もう答えないので、委員の皆さんと国民の皆さんに御紹介だけさせていただきますが、戦後七十年に総理談話というのを出しています。その中で安倍総理はこういうことを言っているんですね。もう質問しませんから、ただ、ゆっくりは言います。

二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。事変、侵略、戦争、いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としてはもう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に決別し、日露戦争は朝鮮半島の、中国の植民地の権益の戦いでございます。全ての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければなりません。植民地支配

を日本は行いました。さきの戦争への深い悔悟の念とともに、我が国はそう誓いました。自由で民主的な国をつくり上げ、法の支配を重んじ、ひたすら不戦の誓いを堅持してまいりました。七十年に及ぶ平和国家としての歩みに私たちは静かな誇りを抱きながら、この不動の方針をこれからも貫いてまいります。

このような総理談話から、なぜ日露戦争の戦意発揚の歌をもつて、これからの時代、国民の皆さん、共に切り開いていこうではありませんかというようなことが言えるのか、私には到底理解できないわけでございます。

安倍総理、一つだけちょっと今気付いたので、安倍総理、よく法の支配という言葉をおっしゃいますが、端的に質問に答えてください。法の支配の対義語は何ですか。法の支配の反対の意味の言葉は何ですか。法の支配の反対の意味の言葉は何でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば、私が申し上げているのは、私が申し上げている法の支配というのは、まさにこの反対語というよりも、法の支配ということを上げているのは、言わばこの海、繁栄の海、アジア太平洋の海を繁栄の海としていく、インド太平洋を繁栄の海としていく、地域としていく上においては、法の支配、国際法の支配の中においてルールを守ることが大

切であると、言わば力による現状変更ということ
は認めないということでございます。そういう
意味におきまして、まさに法の支配による、ルー
ルによるこの国際秩序を維持をし、そして平和な
海を守っていくことがそれぞれの国の繁栄につな
がっていくという考え方を示しているところでご
ざいます。

○小西洋之君 後ろにいる秘書官は、総理との質
問ですから、知っているかどうかを私聞いていま
すから、助言はしないようお願いいたします。

法の支配の対義語は、法の支配の対義語は、憲
法を習う大学の一年生が一番初めの初日に習うこ
とですよ、法の支配の対義語。改憲を唱える安倍
総理が法の支配の対義語を答えられないんですか
法の支配の対義語を一言で答えてください。（発
言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 小西君。

○小西洋之君 憲法がよって立つ基本原理すら理
解せずに改憲を唱えている安倍総理に教えてさし
あげます。

法の支配の対義語は人の支配です。権力者の専
断的行為によってルールをねじ曲げて国民の権利
や自由を侵害する、そういう時代がかつて人類に
あったから、近代立憲主義に基づく憲法を作る、
その近代主義の憲法が基づく理念が法の支配の原
理なんですよ。（発言する者あり） 全然興奮して

いない。

安倍総理が法の支配の対義語を答えられなかつ
たことに国民の皆さんも驚いていらつしやると思
いますが、私予測していたんですが、実はこれち
よつと予測していて、今から六年前に安倍総理は、
日本国憲法で一番大切な憲法十三条を一ミリも理
解せず、答えることもできなくて、まさに国民に
とつて悪夢そのものの答弁をなさつたんですね。
なので、私も法の支配の対義語を知らないのなか
と思つたら、やっぱり知りませんでした。

では、法の支配の対義語である人の支配を安倍
総理はどのように繰り返しているか、次のテーマ
に移らせていただきます。では、専守防衛。

今回の防衛大綱等の見直しによつて空母保有な
どをすることになっていきましたが、安倍内閣は、
安保法制やそうした空母の保有などについて、一
見して専守防衛に反しないと云っているんですね。
しかし、実は専守防衛の定義の意味を安倍内閣が
二〇一四年の解釈変更、集団的自衛権を容認した
解釈変更のときに、専守防衛の定義を改ざんして
いるんです。言葉はそのまま、意味を変えてしま
っているんですね。

専守防衛の定義、時間がないので私がフリップ
で申し上げますが、これ、田中角栄内閣から続け
て安倍内閣も踏襲している専守防衛の定義です。
専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに

初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための
必要最小限度にとどめ、また、保持する自衛力も
自衛のための必要最小限のものに限るなど、法の
支配ののつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいう
というふうにされているところでございます。

ちよつとこれを聞こうと思つたんですが、ちよ
つと安倍総理に、今、先ほど法の支配の対義語を
知らなかったのは私も驚いたので、もう一つ、こ
れの前段で質問させていただきます。

安倍総理は……

○委員長（金子原二郎君） ゆっくり、ゆっくり。

○小西洋之君 はい、ゆっくり申し上げます。

安倍総理は、憲法学者において、自衛隊を合憲
と切り切る人が二割で、違憲の疑いあるいは合憲
と言い切れないという立場の人が七割いるという
ことをもつてして自衛隊明記の改憲をするべきだ
というふうに言っておりますけれども、一般に、
憲法学者の皆さんの違憲学説には、いろんなジャ
ンルというか、いろんな考え方があります。

安倍総理が認識している、自衛隊を違憲だとい
う違憲論をお持ちの憲法学者の学説の概要でいい
ですから、こういう考え方で、九条をこういうふう
に解釈して違憲と言っている学者さんがいらつ
しやるという学説を二つほど御紹介していただい
ますか。どういう考え方で違憲になっているか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど、先ほど

もとうとうと述べられたわけでございますが、まさにこの人治主義に陥ってはならないということは当然のことであろうと、こう申し上げているところでございまして、先ほど私が、法の支配というところにつきましては、言わばアジア太平洋地域インド太平洋戦略の中におきまして法の支配を尊ぶべきであるということ、この考え方、そういう世界を実現しようということ、申し上げてきたわけでございます、それは言わば人治主義ということだけではなくて、力によるこの現状変更等々もこれはあるわけでございます。

そして同時に、今、学者の解釈論でございますが、学者の解釈論につきまして私がここにおいて論評する立場にはないということでございます。さらには、合憲だと言いつける憲法学者は二割しかないということについては、違憲であるということと合憲とは言えないという方等々も含めた調査の結果であるということは申し添えておきたいと思えます。

○小西洋之君 秘書官から人治主義という言葉をお教わって答弁するのはやめてください。

重ねて聞きます、答弁されていないので、答弁されていないので。

安倍総理は、自衛隊は違憲説を唱える学者が七割、八割いるということで自衛隊明記の改憲をおっしゃっているわけですが、憲法学者の違憲論に

どういふものがあるかということ、国民に対して説明できないですか。そういう態度、そういう在り方というのは、これほど自衛隊員をばかにしたことはないんじゃないんですか。自衛隊員のために憲法改正をしようと言いつける、その学者が言っている違憲論の中身答えられないんじゃない、おかしいんじゃないですか。

違憲論の内容と違憲説、合憲説をおっしゃっている学者の名前、どなたでも御存じの方がいたら答えてください。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) じゃ、速記を起こしてください。

小西君に申し上げますが、落ち着いて質疑を行うようにお願いいたします。できるだけゆっくり、分かりやすくお願いいたします。

○小西洋之君 委員長、私、極めて落ち着いているんですが、安倍総理が法の支配の対義語を知らないような、もう次から次へと恐ろしいことがいっぱい起きるので、国民の皆さんにとんでもない災難が起こるということで国会議員として必死になっただけでございます。

ちよつと安倍総理はお答えになりませんが、私がなぜこのような質問をするかというと、安倍総理は、参議院の本会議あるいはこの予算委員会

の場で、我々国会議員に対して憲法改正の議論をしろというふうにも何度か呼びかけているわけです。憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣が憲法改正の議論を国会議員たちに呼びかけながら自分はその根拠となる自衛隊の違憲学説について全く何にも紹介できない。これほど自衛隊員をばかにした話はないですよ。

違憲学説には大きく二つあります。九条において非武装、もう自衛隊の存在そのものが非武装、もう一つは、大きく分けてです、私の理解ですが、九条において一定の実力行使は認められるけれども、今の自衛隊の組織や装備が戦力に該当するということ、今、この後者の方の考え方は、実は歴代政府の解釈とそんなに基本的な考えはずれていないんですよ。だから、違憲論をぐっちゃ混ぜにして述べているということを指摘させていただきます。失礼しました。

安倍総理が答弁拒否するので時間がなくなるんです。専守防衛について質問をさせていただきます。安倍総理に伺います。委員の皆様はお手元の配付資料の七ページ、八ページの会議録を御覧いただけますでしょうか。

安倍内閣は、集団的自衛権、相手から武力攻撃を受けたときではない、日本がまだ相手から武力攻撃を受けていないときでも日本は実力行使がで

きる、集団的自衛権も専守防衛に反しないというふうに言っています。ただ、相手から武力攻撃を日本が受けていないときに武力を行うということとは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使しというこの専守防衛の定義とどう考えても日本語として相矛盾するわけでございます。

じゃ、なぜ矛盾しないと安倍内閣が考えるのか。安倍内閣は、この専守防衛の定義の冒頭の太い文字の部分ですね、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、この相手が日本国に攻めてくる日本の相手ではなくて、日本の同盟国のアメリカの相手という意味も含むというふうに安倍内閣は専守防衛の定義について考えていると、そういう理解で、安倍総理、よろしいですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これはまた突然の質問でございますが、専守防衛の説明という、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使しとの部分についてはですね、ついては、これは我が国が武力を行使するのはあくまで憲法上許容される自衛の措置に限られたという、限られるということを述べたものでございます。それを申し上げているということでございます。

あと、小西委員、勝手にいろんな臆測をした上で批判をする、あるいはかなり人格的な批判をするということ、これは、まだ若い議員であられますから、将来を思えばそういうことは控えられ

た方がいいのではないかと、こう思う次第でございます。

○小西洋之君 申し訳ないですが、私の今まで自分の生きてきた、愚直にやってきただけの人間ですけれども、安倍総理に人生説かれるほど私は落ちていないと。そのことを今から安倍総理に、質問の中で立証をさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、お手元の七ページ、八ページの会議録ですね、テレビの皆様はこのフリップの下端を御覧いただきたいんですけども、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するという専守防衛の定義の冒頭の言葉は、イランからアメリカが武力攻撃を受けたときに初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語としても読めるといふふうに理解していると、質問に対してそういうふうな理解をしているというふうに安倍内閣は、これ防衛省の官僚ですけども、また、八ページには安保国会の中で中谷大臣が全く同じことを答弁しているところでございます。

安倍総理に伺います。専守防衛の定義の言葉は変えずに、日本語の文字は変えずに、その意味、この相手ですね、相手に、日本に対する相手だけではなくて、日本の同盟国に対する相手も含むというふうにこの相手という言葉を読み替える、これこそまさに人の支配ではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御指摘は、これ

新三要件の当てはめの問題、言わば当てはめの問題なんですね。この新三要件に該当するかどうかは、これは個別具体的な事案に即して総合的に判断する必要があります、一概に申し上げることは困難であります。これはもう既に平和安全法制のときに何回も答弁をさせていただいているところなんだろうと、こう思うところでございます。

そして、他方、特定の国を名指しして、貿易を今イランということでおっしゃったわけでございますが、米国を攻撃するといった仮定を置くことは、これは、総理大臣として答弁する上においてはこれは適当ではないと、こう思うところでございまして、あえて申し上げれば、御指摘が既に新三要件を満たしているとの前提のものであるとすれば、外国の武力攻撃によって我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に至っているわけでありまして、この文言で御指摘のように読むことができるといふふうに考えているということはもう既に何回も答弁させていただいているとおりでございます。

○小西洋之君 今、安倍総理、最後に、この相手からのこの相手という言葉に、日本に対する相手ではなくて日本の同盟国アメリカに対する相手と日本語として読めると。これ、田中角栄内閣に作られて安倍内閣も変えていない専守防衛の定義

ですが、解釈変更の際にこの専守防衛の定義の意味を勝手に改ざんしているわけです。国民の皆さん、テレビの皆さんにもお伝えしたい、これが今の日本の安倍内閣の実態なんです。人の支配そのものですよ、これ。どこに法があるんですか。

安倍総理、専守防衛のこの相手の言葉を改変して、集団的自衛権は専守防衛に反しない、こんな主張ほど自衛隊員の尊厳を傷つけるものはないんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私はよく、御指摘の意味がよく分らないところでございまして、なかなか分かりにくいところでございますが、先ほど来申し上げているのは、この法の支配ということにつきましては、これは別に先ほど秘書官から言われたことではなくて申し上げているところでございますが、私が法の支配ということを通して上げていることを引用されて、そしてその反語は何かということだったんだろうと思いますが、これはまさに、最初に申し上げましたように、アジア太平洋そしてインド太平洋地域を法の支配による秩序が守られ自由で繁栄する海にしていくという考え方を共有する国々とこの地域を共に繁栄させていくという考え方でありまして、まさに力による現状変更、これは、国際法をねじ曲げるということにおきましては一国による力による支配ということなんだろうと、こう思うところでもござ

います。

そこで、この自衛隊の皆さんは、まさに国民の命と平和な暮らしを守り抜いていくということについて誇りを持って仕事をしておられるわけでございます。その意味におきまして、しっかりと法整備をしていく、足りないところは補っていくのは我々政治家の責任であろう。立法府の皆様は法律を作っていく。我々は、政府の提出の法案につきまして、法案を作り、国会の皆様は御理解をいただき、それを立法していくということになるわけでございますが、そういう意味におきまして、我々は我々の責任を果たしていかなければならないと、そしてその上で、自衛隊の皆さんはしっかりとその責務を果たしていただけるものと確信をしております。でございます。

○小西洋之君 安倍総理は、自衛隊員に誇りを持って仕事をしていただくために頑張るといようなことをおっしゃいましたけれども、専守防衛の定義を改変して、集団的自衛権が専守防衛に矛盾しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や尊厳に対する配慮があるのか。そのことを私は質問させていただきましたけど、お答えはございませんでした。

では、続いて、安倍総理の更なる人の支配ですね。フリップ七番をお願いさせていただきますでしょうか。

憲法二十四条なんですけれども、憲法二十四条ですが、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立する、第二項に、婚姻に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならないというふうに書いてあります。

実は、この二十四条について、戦後、安倍内閣で初めての二十四条の解釈が飛び出しました。平成二十七年二月十八日の参議院の本会議でございますけれども、一言で言うと、同性婚を法律で制度化することは二十四条に違憲であるという趣旨の答弁だと私は理解しておりますけれども、安倍総理はこのように答弁をされております。「憲法二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」。両性というふうに書いてあるので、普通に読むと男女であろうと、なので、この二十四条で男女の結婚というのは民法や戸籍法でありますけれども、民法でありますけれども、同性婚というのは想定されていないというふうな答弁だと思っております。

安倍総理にこの意味を、私、質問主意書で、想定されていないという意味は、同性婚を法律で定めるとそれは憲法違反、かつて集団的自衛権は違憲であると、九条の条文変えない限りできないと言っていたように、同性婚は二十四条で違憲であ

るといふ趣旨で二十四条では想定していないと答えているんですかというふうにも二回質問主意書を出しましたけど、答弁拒否されました。先般、衆議院で立憲会派の尾辻さんがすばらしい質問をされましたけれども、答弁拒否を安倍内閣はしているところでございます。

安倍総理が本会議で答弁していますので、安倍総理に伺います。この二十四条において同性婚は想定されていないというその憲法解釈は、同性婚を認めるその法制度をつくれればそれは違憲になるという解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんの人権が懸かっている問題ですので、明確な答弁をしてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、この「両性」という文言、先生、文言大変大事にされますけれども、この両性という文言は男女を表しているということとは明らかであろうかと思えます。したがって、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めるということは、この憲法第二十四条は想定していないというふうに解されます。

○小西洋之君 答弁拒否をされました。想定していないというのは、そういう法制度は違憲であるかと聞いたんですが、答えませんでした。

じゃ、横島長官、事実だけ。この安倍総理の本

会議の答弁、あるいは横島長官がそうした今答弁されましたけれども、二十四条二項で、婚姻についての法律は、個人の尊厳、LGBTの皆さんにも当然、我々とみんなと等しく尊厳があります。この二十四条二項の解釈、あるいは十三条で個人の尊厳の尊重、十四条で平等権があります。そういう条文などでもなせ想定されていないというような解釈になるのか、その解釈を整理した文書が法制局の中にありますか、あるいは法務省の中にありますか。ないという説明を受けていますけれども、イエスカノーかで答えてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘の憲法第二十四条第二項にも、「両性の本質的平等に立脚し」という、まさに「両性」という言葉が明記されております。すなわち、憲法の条文そのものから両性による婚姻というものが想定されているということが自明でございますので、特段解釈について検討した文書というものはあるわけではございません。

○小西洋之君 終わりますけれども、憲法を作ったときの担当大臣の答弁は、個人の尊厳に基づいて制度を考えるということを言っているのです、安倍政権の解釈は憲法違反である。

安倍政権を打倒する決意を申し上げて、質疑を終わります。

○委員長（金子原二郎君） 以上で小西洋之君の

質疑は終了いたしました。（拍手）